

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県会津児童相談所長 大塚 由美子

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは、認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）を下記 5 の (1) に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により県から通知するものとする。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 7 年 3 月 25 日（火）正午まで 福島県会津児童相談所

なお、郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日及び提出場所

令和 7 年 3 月 26 日（水）午前 10 時 30 分

福島県会津児童相談所 会議室

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和 7 年 3 月 26 日（水）午前 10 時 30 分

福島県会津児童相談所 会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第 5 号様式）に必要とする事項を記載し、上記 5 の (2) の指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）の写し

イ 委任状（第 6 号様式） ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には 1 m³あたりの単価を記載すること。

イ なお、入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払い金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（円未満切り捨て）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの単価を記載すること。

ウ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

7 入札保証金

福島県財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記 5 の (3) で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記 6 の (2) で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

(5) 初回入札が無効（ただし、下記 12 の (5)～(7) に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(7) 開札時に持参する物

ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）

イ 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）の写し

ウ 再度の入札に使用する印鑑

エ 委任状（第 6 号様式）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）

オ 予備の入札書用紙（第 5 号様式）

9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県会津児童相談所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第 1 号様式）により福島県会津児童相談所に令和 7 年 3 月 2 1 日（金）までに説明を求めることができる。

県は、福島県保健福祉部保健福祉総務課ホームページに掲載する方法により令和 7 年 3 月 2 4 日（月）までに回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行にあたり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額に100分の10に相当する額を加えた額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) LPガス購入単価購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 契約の締結は、令和7年2月福島県議会定例会採決日翌日（土、日、祝日を除く）以降に行う。
- (5) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

- (1) 契約書(案)及び財務規則による。
- (2) 契約単価は落札者が提示した単価を原則とするが、入札から令和7年4月1日までに3円以上の市況価格の激変があった場合は協議することができる。

17 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の(1)と同じである。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から(11) まで（略）
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から(18) まで（略）

2 （略）

第1号様式
(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

令和7年 月 日

福島県会津児童相談所長

入札参加者 住 所
商号又は名称
担当者職・氏名
電 話 番 号 (- -)
F A X 番 号 (- -)

案件名	令和7年度福島県会津児童相談所冷暖房用及び厨房用LPガス LPガス 予定数量：5,000m ³
質 問 事 項	

第2号様式

入札説明書等に関する回答書

令和7年 月 日

福島県会津児童相談所長

案件名	令和7年度福島県会津児童相談所冷暖房用及び厨房用LPガス LPガス 予定数量：5,000m ³
質 問 事 項	
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和7年 月 日

様

福島県会津児童相談所長 大塚 由美子 印

さきに申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

購入等件名 及び数量	令和7年度福島県会津児童相談所冷暖房用及び厨房用LPガス LPガス 予定数量：5,000m ³	
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

第5号様式

入札書（見積書）

金額 (税抜)	千	百	拾	円	.	拾銭	銭
------------	---	---	---	---	---	----	---

品名 令和7年度福島県会津児童相談所冷暖房用及び厨房用LPガス
LPガス 予定数量：5,000m³
契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

上記の通り入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称

※1 代表者職・氏名
(代理人 氏名)

印
印)

福島県会津児童相談所長 大塚 由美子 様

※ 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

- 注) 1 入札書として使用する場合は、見積書を二重線で消し込みこと。
2 金額も文字の頭に「¥」を付すこと。
3 記載方法
例) 120円の場合 ¥120.00と記載
120.5円の場合 ¥120.50と記載
4 ※1において押印を省略する場合のみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

第6号様式

委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

令和7年3月26日に執行される「令和7年度福島県会津児童相談所冷暖房用及び厨房用LPガス単価購入契約 予定数量：5,000m³」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和7年3月26日

福島県会津児童相談所長 大塚 由美子 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印

※（代理人が出席する場合に必要）